

平成 29 年度 指名 関係 取り 扱い 方針

平成29年度の土木業者等の格付けは、徳島県の格付け決定により次のとおり取り扱いを
行う。

(1) 土木工事格付け基準

藍住町A —— 徳島県の等級特A、A、B

藍住町B —— 徳島県の等級C

藍住町C —— 徳島県の等級D、及び県格付け等級のない業者

上記格付けを原則とする。但し、工事实績等により格付けの変更があり得る。

(2) 土木工事の設計金額による指名業者数等の基準

(ア) 設計金額 1,000万円以上

・A業者の中から、5業者以上を指名する。

(イ) 設計金額 500万円以上1,000万円未満

・B業者の中から、及び上位ランクより選定し5業者以上を指名する。

(ウ) 設計金額 500万円未満

・C業者の中から、及び上位ランクより選定し5業者以上を指名する。

ただし、県格付け等級のない業者は300万円未満とする。

(3) 町発注の工事請負契約を締結している業者は、既請負高の50%以上完了していない
場合は、その業者を指名しない。ただし土木工事に限る。

(4) 舗装工事・水道工事の指名業者数等の基準

・一覧表の業者の中から、5業者以上を指名する。

(5) 閲覧から入札までの期間(建設業法第20条第3項)

建設業法施行令第6条(建設工事の見積期間)

法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない
事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

1) 工事1件の設計金額が500万円未満の工事については、1日以上

2) 工事1件の設計金額が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上

3) 工事1件の設計金額が5,000万円以上の工事については、15日以上

以上に基づき、見積期間は次のとおりとする。

工事1件の設計金額	見積期間(閲覧日を含む)
5百万円未満	2日以上
5百万円以上5千万円未満	5日以上
5千万円以上	10日以上

付則

この取り扱い方針は、平成29年4月1日から適用する。